

2020年 12月1日 NO.299	<b>京浜ユニオン ニュース</b>	<b>労働組合・京浜ユニオン</b> 〒144-0051 東京都大田区西蒲田4丁目32-9 電話・FAX 03-6885-9380 振込口座 中央労働金庫蒲田支店 8655997 京浜ユニオン
--------------------------	------------------------	---

## 東京互光第4回団交報告

一時金の要求書を提出(基本給10万円×3.8ヶ月)決算書の提示も要求。支給日前の団体交渉を要請(11月30日から12月4日)。

宿題の私用パソコンの代金の請求への回答。1万8869円。根拠は要求に対し、稼働時間は8時間だから3分の1。検討して返事することに。

本社の就業時間は7時間半。現場は8時間。本社の人間だけいい思いしているのではないか。課長は「思われてもしょうがない」とこたえた。

就業規則の届出について東京労働情報センターに連絡したか?との質問に対し、センターから「個別の契約書に記載するのがのぞましい」といわれた。と言う。

物件までの通勤時間が片道1時間半以上かかるケースについては話し合いが望ましいと東京都に言われた件。細田本部長は「1時間半か2時間かわからないがオーバーした分は仕事の時間にカウントしていい」と返事した。めやすの時間を決めたいと要求した。

次回第5回団体交渉は12月2日午後4時半から

## 派遣会社アスパークから休業を命じられたことに対し 100%の休業補償を求めて裁判闘争に打って出た!

会社は労基法の休業補償は払っているが、社会保険等を引かれて手取り5万円程度にすぎない。(労基法の60%保障というのは、実質賃金総額の39%程度)この金額で長期に生活を維持することはできない。

「2020年4月27日以降、会社は土田さんを休業にし、働かせる事を拒否しており、土田さんが、派遣先で仕事ができないのは会社の責任です。会社の責めに帰すべき事情なので、民法538条第2項により、賃金の減額はゆるされない。差額を支払え」と主張した書面を提出。(代理人は東京南部法律事務所堀弁護士)

第2回裁判 12月17日(木)午前11時、東京簡易裁判所

# 無期転換ルールとは？

私は日本養鶏協会と言う農水省の外郭団体で業務1部の次長の仕事をしていました。昨年5月に採用ですが、求人票に正社員と書いてあるので応募したら、「その職種はメーカー出身者で損保出身の求人はこちら」と契約社員を進められ「今まで会社からの更新拒否は1度もないから、心配無い」と騙されて採用され、1年後解雇されました。

上記を雇止めと言います。この雇止めは以前は使用者側に与えられた権利のように考えられていましたが、下記法令が制定され、労働者がわも闘えるようになりました。無期転換ルールも含め下記に解説します。

(村瀬)

## 1、雇止め法理ができるまで

---

「雇止め」とは、契約社員やパートタイマーのように使用者と有期労働契約に基づき労働契約を締結している労働者が、使用者から労働契約の更新を拒否されることをいいます。また、「法理」とは裁判所が長年にわたって蓄積してきた判例に基づく法律の考え方であり、「判例法理」ともいいます。

もともと「多種多様な働き方の実現」が目的であるはずの有期労働契約は、使用者にとって都合よく弱い立場にある労働者を解雇できる仕組みにすぎないといわれていました。そのような批判の中、雇止めの無効を求める訴訟は各地の裁判所で相次ぎ、使用者側が敗訴した判例も数多く生まれました。

その一方で、急速な少子高齢化の進展や非正規雇用労働者の増大という社会問題の顕在化もあり、労働者の保護を目的とした法律が次々と制定されました。そして2012年8月には、これまで最高裁判所が判例で確立させてきた「雇止め法理」が改正後の労働契約法第19条に法定化され、そのまま法律の条文に反映されることになったのです。

## 2、無期転換ルールも押さえておこう

---

政府が掲げる「働き方改革実行計画」のテーマのひとつに「非正規雇用の処遇改善」があります。具体的な対応策として登場したものが「非正規雇用労働者の正社員化」、いわゆる「無期転換ルール」です。無期転換ルールは雇止め法理と密接な関係にあります。

## 1. (1) 無期転換ルールとは？

無期転換ルールは、改正労働契約法第 18 条において定められています。具体的には、以下の 3 つの条件をすべて満たした場合に、労働者はそれまでの有期労働契約から無期労働契約に転換できるというものです。

1. 有期労働契約の通算期間が、「5 年」を超えていること。
2. 労働契約の更新回数が、「1 回」以上であること。
3. 無期転換する時点で、同一の使用者と労働契約を締結していること。

労働者から使用者へ無期転換の申し込みがあれば、使用者は承諾したものとみなされ、その時点で無期労働契約が成立することになります。また、無期転換後の労働契約は特段の定めがないかぎり、職務内容・賃金水準・労働時間などの労働条件について基本的に直前の有期労働契約の内容を引き継ぐことになります。

## 2. (2) 無期転換ルールの例外規定

無期転換ルールは、有期労働契約の労働者すべてに適用されるわけではありません。以下のような有期契約労働者であれば、その「就労期間を無期転換申込権が発生する期間」の対象外とすることができます。

1. 5 年を超える一定の期間内に完了することが予定される業務に従事する高収入かつ高度な専門的知識、技術または経験を有する有期契約労働者は、業務完了までの期間あるいは期間が 10 年を超える場合は 10 年間は、無期転換申込権が発生しません。
2. 60 歳以上で定年に達したあと、引き続き同じ使用者に雇用されている有期労働契約者（継続雇用の労働者）の継続雇用期間は通算契約期間に算入されません。

## 3. (3) 会社が無期転換のためにしなければならないこと

無期転換ルールに基づき有期労働契約の労働者を無期転換化するためには、以下のように会社の制度を整備しておく必要があります。

1. 有期労働契約の労働者に対する事前説明
2. 労働組合や労働者の代表者との協議
3. 無期転換後の労働者の役割や業務範囲の明確化
4. 無期転換後の労働者に対する賃金などの処遇、および既存の無期労働契約者（正社員）との処遇差異の明確化
5. 無期転換後の労働者に関しての就業規則の作成または見直し

6. 無期転換後の労働者を企業年金や退職給付制度の加入対象とするかについての検討
7. 「無期労働契約転換書」や「無期労働契約転換申込み受理通知書」などの準備



### 11月のスケジュール

3日(木)例会	午後 6:30	西蒲田事務所
17日(木)運営委員会	午後 6:30	西蒲田事務所
24日(木)機関紙	午後 3:00	西蒲田事務所
25日(金)機関紙	午後 3:00	西蒲田事務所
26日(土)機関紙	午後 3:00	西蒲田事務所
27日(日)機関紙発送	午後 3:00	西蒲田事務所

### 2021年1月のスケジュール

7日(木)例会	午後 6:30	西蒲田事務所
14日(木)運営委員会	午後 6:30	西蒲田事務所
21日(木)運営委員会	午後 6:30	西蒲田事務所

3月13日(木)第29回定期大会 午後5時半開場、6時開始

# 高麗の歴史を巡る旅

爽やかな小春日和の 11 月15日(日曜)、西武池袋線高麗駅へ組合員、友好労組の方を含め6名が集合。

駅の改札を出ると目の前に大きな赤いポールが2本ドーンと立っていました。まず駅近くにある高麗石器時代住居跡を見学しました。ここは縄文時代中期(約4500年前)の円形の竪穴住居跡で環状集落といい大変重要な遺跡だそうです。

次に向かったのは彼岸花で有名な巾着田近くにある高麗郷古民家(新井家住宅)江戸時代から明治時代前半に建てられた母屋、客殿、土蔵、石垣などを案内係の説明を聞きながら見学しました。

続けて民族資料館に入り、地元の人々の生活を支えてきた農業、林業、漁労の道具と生活などを見学、また入り口には高句麗から渡来人がなぜやってきたのか映像での説明がありました。

昼は地元の手打ちのそばと天ぷら、ビールをいただきました。食後は、奈良時代の高句麗渡来人ゆかりの聖天院(しょうてんいん)、高麗神社を目指し、のどかな風景、畑、ミカン、カキの木などをを見ながらひたすら歩きました。ようやくたどり着いた聖天院は山を切り開いた高台に高麗郡のリーダーであり高麗王若光(こまのこきしじゃつこう)の菩提寺で751年(奈良時代)に創建されました。江戸時代には高麗郡の本寺として54の寺を抱えるほど隆盛を誇りました。この寺で見学後にカブのお土産をいただきました。

ここから近くの高麗神社は高麗王若光を祀っています、高麗家住宅は若光子孫高麗氏の旧宅で代々神職を務めてきました。高麗の人たちは、朝鮮半島北部から中国東北部にかけて大きな国の高句麗が当時、唐と新羅の連合軍の戦いに敗れて、多くの高麗人が日本へ逃れてきました。日本では高麗人のことを「高麗(こま)」と記し、彼らを「高麗人(こまびと)」と呼びます。当時の日本の大和朝廷は武蔵国に「高麗郡」を置きました。遠い昔、高麗人の貴族、僧侶たち1799名が国を追われて日本に渡来し、様々な苦勞を乗り越えながら、この地を切り開いていったことに思いはせながら、JR 高麗川近くで、この日の程よい疲れを癒す為、開店前の居酒屋で乾杯、交流を深めました。(松下)



## 11.27 京浜ユニオン「韓国サンケン争議」学習会に韓国サンケン労組がオンライン参加で報告・交流♥

京浜ユニオンは、3年前の闘争時にも韓国サンケン労組(正式名称は全国金属労働組合韓国サンケン分会)の仲間と学習・交流を深めた経験があるが、今回はオンラインでの交流が実現した♥

まず、韓国サンケン労組の分会長のオ・ヘジンさんから韓国での闘争の現状について詳しい報告があった。138日間のテント闘争をはじめ、サンケン本社や領事館等への抗議行動。会社側は、コロナ禍で訪日闘争が無理な状況をチャンスと捉え、前回の借りを返すべく計画的に攻撃を進めてきた。コロナ禍のソウルでは10名以上の集会やデモは禁止されているが、9名以下にして闘いを続けている。

そもそも1997年から組合つぶしがあつたが、一貫した労組嫌悪・労組弾圧が続き、今回は「コロナを利用した組合つぶしが事の本質である」ということだ。

続いて4年前の日本遠征闘争で団長を務めて現在副分会長のキム・ウニョンさんからは、韓国国内でのサンケン争議の受け止められ方についての報告があった。

①労組・市民団体が構成する対策委員会の結成と毎週木曜行動など、地域との連帯闘争の輪が広がっている。

②国会でも支援の動き

③日本軍性奴隷制被害者問題に取り組んでいる尹美香(ユン・ミヒャン)国会議員(共に民主党)との連帯

④「韓国サンケンの偽装清算を許さないぞネットワーク」づくり

⑤和田社長は「労組を整理する」といったが、日韓労働者の闘いをみて情勢判断の間違いに気づいただろう

大阪や名古屋でも連帯の輪が広がっている。前回争議で解雇撤回を勝ち取れたのは、日韓労働者の連帯の力だ。

京浜ユニオンは、12月20日午前11時からの集会(新座市三軒家公園)とデモに参加し、韓国サンケンの解散撤回を勝ち取る覚悟である。



# 韓国サンケンの解散を撤回しろ！

# サンケン電気は

# 12・20 デモ



(サンケン電気本社前)



(韓国・国会正門前)

サンケン電気は韓国サンケン労組との団交に応じる！  
 韓国サンケンの偽装廃業を許さないぞ！  
 サンケン電気は韓国サンケンの正常稼働を行え！  
 韓国労働者の全員解雇を許さないぞ！  
 韓国サンケン労組と連帯して闘うぞ！  
 日韓連帯で勝利するぞ！



日時：12月20日（日）  
 午前11時集合、12時デモ出発  
 集合：新座市三軒屋公園  
 (東武東上線志木駅南口より歩6分、埼玉県新座市  
 東北2-28-5 新座市東北コミュニティーセンター隣)

主催：韓国・金属労組慶南支部 韓国サンケン支会  
 韓国サンケン労組と連帯する埼玉市民の会  
 韓国サンケン労組を支援する会

連絡先：東京都台東区上野 1-12-6-3F  
 中小労組政策ネットワーク気付  
 090-1805-8630 (尾沢)



# かわら版

Union No.

2020年12月1日

## ユニオン行動日程

日時	場所	取り組み
9日(水) 9:00-10:00	米国商工会議所	ユナイテッド航空 米国商工会議所前行動 (日比谷線神谷町駅1番出口)
9日(水) 11:00-13:00	国土交通省前	座り込み(主催:JAL 国民共闘)
9日(水) 15:00-16:00	新橋 SL 広場	宣伝行動(主催:JAL 国民共闘)
11日(金) 18:30-	大田区消費者生活センター	南部全労協第30回定期総会
18日(火) 18:00-19:00	品川駅港南口	)JAL 闘争 都内6駅頭宣伝行動
20日(日) 11:00 集会 12:00 デモ	新座市三軒屋公園(東武東上線志木駅徒歩6分)	サンケン電気は韓国サンケンの解散を撤回しろ! 12・20 デモ(主催:全国金属労組韓国サンケン分会、韓国サンケン労組と連帯する埼玉市民の会、韓国サンケン労組を支援する会)
26日(土) 14:30 集合 14:45-15:45	成田第一ターミナル出口	ユナイテッド航空 第48回成田空港就労要求行動

## 鎌田慧さんと國分富夫さん語る

11月10日、東京大田区で「鎌田慧と國分富夫大いに語る」集会が、戦争させない1000人委員会東京南部主催で開かれた。南部では毎年福島現地に事故被害者との交

流にバスツアーを行っていたが、今年にはコロナ禍で中止した。しかし、コロナ対策でのオリンピック開催や大手旅行業界の利益のための「経済優先」が、原発事故での政府の対応を思い起こさせるなか、「自粛」ではいけないと感染防止策をとりつつ開催した。

最初に福島から駆け付けた國分富夫・原発避難者訴訟原告団副団長が報告。福島第1原発反対運動を押しつぶされ、「安全神話」が流布された地域で、9年前の事故発生時大変な混乱の中で何の準備もないまま避難し、家族がバラバラになり施設にいた祖母の行方もしばらくわからず、避難疲れで死が早まっても死に目にも会えず等々、生々しい回想に会場は静まりかえった。続いて鎌田さんは、六ヶ所村や柏崎などでの長い体を張った原発反対運動によりそってきた話にはじまり、福島事故を起こしてもなお再稼働をいそぐ政府に対して、人間としてやってはいけないことだと、静かな口調ですらどく告発した。

その後、避難者訴訟弁護団で國分家の担当をしている市野綾子弁護士を交えた鼎談にはいった。市野さんは、國分さんが遠慮してあまり口にしない家族の苦労、実状を詳しく報告された。避難のなかで子どもさんたちが仕事で苦労したこと、転校続きのお孫さんたちの悩みなど、また後世の為に原発を亡くそうと頑張る父親の背中を見て、家族みんなが自ら原告となっていることも話された。國分家のように家族が力をあわせていても、この9年間の苦労は筆舌に尽くしがたい。「原発事故は人間を壊す」と鎌田さんも語られた。

参加者から「汚染水放出に地元は反対か」、「菅政権のCO2削減計画で原発はどうなるのか」、「女川再稼働は理解できない」、「事故被害者の実態を語り継ぐにはどうしたらいいか」など質問がだされ、鎌田さん、國分さんからコメントされ終了した。

なお今後、「最高裁への公正な判決求める署名」運動に取り組むことを確認し、「相双の会」への会場カンパは42000円集まった。

## 朝鮮学校を差別するな！無償化を適用せよ！

毎週金曜日の午後4時から5時まで、文部科学省前で「朝鮮学校差別反対、無償化適用」の抗議行動を行っている。2010年に高校無償化から朝鮮高校が排除されたことをきっかけに始まった。初めは差別されて悔しい思いを抱いた朝鮮高校生のやむにやまれぬ行動だったが、高校生に任せておくわけにはいかないと大人も参加するようになった。文科省前の行動は金曜日だが、東京都内各地で違う曜日に、そして全国至る所で無償化適用をもとめる行動が取り組まれている。

そもそも高校無償化法は、教育の機会均等に寄与することを目的に2010年に施行された。全日制の公立高校生には授業料(月額9900円)を支給、私立高校生にも同額を支給する。専修学校の高等課程やインターナショナルスクールも対象に含まれるが、朝鮮学校への適用は見送られている。

文科省は「朝鮮総連や北朝鮮との密接な関係が疑われ、就学支援金が授業料に充

てられない懸念がある」と表明し、2013年に無償化の対象となる外国人学校から朝鮮学校を外すため、文科省令を改正した。この改正は子どもの権利条約や憲法14条に違反している。

昨年10月から、幼稚園・保育園の利用料が無料になる幼保無償化が始まったが、各種学校の88の外国人幼保施設(朝鮮学校の幼稚園が40施設、インターナショナルスクールやブラジル人学校などが48施設)が除外された。除外の理由に正当性や合理性は乏しく、外国人の子どもが増加する現状にも即していない。「朝鮮幼稚園外し」の狙いが透けて見える。多くの朝鮮学校は経営が極度に厳しく、教員の賃金遅配や引き下げの中で必死に維持している。児童生徒もその影響を受ける。在日朝鮮人は日本の納税者であり、差別極まる扱いは許されない。

コロナ禍の学生を救う”学生支援緊急給付金”でも、朝鮮大学校は排除された。人種差別撤廃条約をはじめとする日本が加盟している国際人権諸条約に違反する意図的な差別である。こんな差別を許してはならない。朝鮮学校は朝鮮語を学ぶ故郷であり、未来への希望である。子どもたちの学ぶ権利を保障せよ！

## 平和といのちと人権を！11・3 国会正門前に 3 千人

11月3日(火)国会正門前で「平和といのちと人権を！11・3 大行動」が開催されました。世界的な大コロナ渦の中「憲法が生きるコロナ後の社会」と銘打って、憲法と法律を守る思い」を共有しました。司会には落語家の古今亭菊千代さん。

主催者の高田健さんは、「本日は74回目の憲法公布日です。この8年近く憲法を敵視して戦争のできる国づくりを進めてきた安倍政権は倒れました。立憲野党と市民の共闘で戦争法案に反対してきて安倍政権を倒しました。この運動が果たした改憲阻止は『憲法改正ができなかった断腸の思い』と安倍に言わしめました。菅首相は安倍政権の推進役であったし、学術会議への人事介入や、敵地攻撃など、安倍以上の醜い政治を進めようとしています。私たちは更なる共闘で自公政権を打倒し立憲野党の政権を樹立しましょう。」と、挨拶されました。

国会議員の方々からは「憲法9条改悪阻止の運動を続けていきましょう。安倍政権は憲法9条を壊すような戦争法、秘密保護法、共謀罪などを強行成立させてきました。学問の自由のないところに、表現の自由、言論の自由はありません。学術会議への人事介入は自由と平等の否定であり、そこから平和は生まれません。」

「菅首相は、国会で答弁拒否を繰り返しています。許せません。‘50年までにCO2ゼロを言いましたが、原発は推進です。福島原発事故を無視していることに怒りを覚えます。また核のゴミ処理を、お金で解決する策動に怒りを覚えます。憲法を守り菅政権を倒すために頑張りましょう！」

「安倍・菅政権は憲法無視で沖縄県政も無視した政治を続けています。辺野古の埋め立てに税金を湯水のごとく使っています。」の訴えがありました。(開田)

# 労働と貧困 2020年10月(出所は朝日・毎日)

1日 トヨタ自動車労働組合は定期大会で、毎年春に原則一律に昇給する現在の方式を見直し、人事評価に連動して昇給額を決める新制度を2021年に導入することに同意した。経営側が提案していた。一般組合員の約6万5000人が対象。極めて低い評価となった場合には定期昇給がゼロになる可能性もある。

2日 JR西日本は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う業績悪化を理由に、冬のボーナスに相当する年末手当の支給額を、従来妥結していた2・69カ月分から1・5カ月分に減らすことを各労働組合に提案し、主要労組と合意した。

2日 連合で来年の春闘方針をめぐる議論が始まった。非公開の幹部会合があり、連合執行部が方針の素案を示したが、賃金水準を底上げするベースアップ(ベア)率の統一要求の数値は示されなかった。

3日 群馬県内で弁当宅配事業「ワタミの宅食」営業所長の40代の女性社員への残業代未払いがあったとしてワタミが労働基準監督署から9月15日付で是正勧告を受けていた。時間外労働は最長月175時間。精神疾患を発症して休職中で労災申請もしている。

7日 全日本空輸(ANA)が社員の基本給の引き下げと、冬の一時金(ボーナス)をゼロにすることを労働組合に提案したことがわかった。すでに実施している夏の一時金の減額と合わせ、年収ベースで平均3割減になるという。職金を割り増す希望退職も募る。

9日 全日本空輸(ANA)が社員の副業範囲を大幅に広げる方針を固めたことが判明。

10日 台風シーズンが本格化している。台東区は、台風が接近した際に路上生活者の避難場所を区内に2カ所設けることを決めた。

13日 非正社員と正社員の待遇格差をめぐる2件の裁判で最高裁第三小法廷がそれぞれ判決を言い渡した。原告側は正社員と同じ仕事なのに賞与(ボーナス)や退職金がないのはおかしいと訴えたが最高裁はいずれも「不合理とまで評価できない」と判断。一部の支給を認めた高裁判決を覆した。退職金・ボーナスの支給を認めない結論が確定した。

14日 来年の春闘で、労働組合の中央組織・連合が、賃金体系を底上げするベースアップ(ベア)率を「2%程度」とする統一要求に向けて調整に入ったことがわかった。

15日 日本郵便の契約社員らが正社員との待遇格差について訴えた三つの裁判の上告審判決で、最高裁第一小法廷は扶養手当や有給の夏休み・冬休みなど審理対象に

なった5項目の支給を全て認めた。継続的な勤務が見込まれる契約社員の労働条件が正社員と違うのは「不合理」などと判断し同社側の反論を退けた。

16日 大東建託の調査によると高収入の仕事の人ほどテレワークをしやすい傾向が分かった。年収1千万円以上は実施率は7割に達したが、200万円未満だと1割にとどまった。

20日 今年3月卒業の学生で就職内定を取り消された人が、9月末時点で201人にのぼると厚生労働省が発表した。内訳は、大学生・専門学校生らが159人、高校生が42人。

27日 政府は2020年版の自殺対策白書を閣議決定した。19年の自殺者数は前年から671人減って2万169人。

28日 名古屋自動車学校(名古屋市)に勤めていた男性2人が定年退職後の再雇用で賃金を大幅に下げられたのは不当だとして定年前の賃金との差の支払いなどを求めた訴訟の判決が名古屋地裁であった。裁判長は「基本給と賞与が定年退職時の60%を下回るのは不合理」として、自動車学校に対し差額分の計約625万円の支払いを命じた。

30日 名古屋芸術大の教職員組合のニュース配布を妨げたとして愛知県労働委員会から不当労働行為の救済命令が出されていた、大学を運営する学校法人「名古屋自由学院」に名古屋地裁が救済命令不履行で40万円の過料支払いを命じたことが判明。

30日 総務省発表の9月の雇用統計で職場から仕事を休まされた休業者は197万人。

30日 新型コロナウイルスの影響で休業中だが会社から休業手当を受け取れない中小企業の働き手のための支援金制度でアルバイトらも支給対象になると厚労省が明確化。

30日 厚生労働省の20年版「過労死等防止対策白書」によると2015～16年度に労災認定された過労自殺のうち精神疾患の発症から死亡までの期間が29日以下が半数超。

30日 新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、経済的な理由による医療機関の「受診控え」が広がっているとの調査結果を全日本民主医療機関連合会(民医連)が発表した。

30日 厚生労働省の発表によると9月の有効求人倍率(季節調整値)は前月より0.01ポイント低い1.03倍で9カ月連続で悪化。17都道府県で1倍未満。最も低かったのは沖縄県の0.71倍、最も高かったのは福井県の1.52倍。新規求人は前年同月比17.3%減で、9カ月連続のマイナス。建設業は同5.9%増だったが、生活関連サービス・娯楽業が同32.9%、宿泊・飲食サービス業が同32.2%、それぞれ減少。総務省の発表によると9月の完全失業率(季節調整値)は3.0%で前月と同じ。完全失業率が3%台なのは2カ月連続。9月の完全失業者は206万人で、前月に比べて1万人増えた。(迫田)